

公社分譲地 申し込み要領

大竹市土地開発公社（以下、公社）は、次の公社所有地を公募抽選により分譲します。
公募抽選とは、あらかじめ分譲価格を提示して購入希望者を募集し、抽選によって購入者を決定する方法です。

1. 分譲物件

所在	地番	登記地目	実測地積	価格
大竹市 油見一丁目	880番8	宅地	12.92㎡	466,000円

詳細は、5ページ及び6ページの物件概要のとおり。

2. 分譲の資格及び条件

- (1) 土地を自ら必要とされる方であること。
- (2) 分譲代金を期日までに納入できること。
- (3) 土地の共有者は、分譲代金を負担できる方であること。

3. 募集日程

- (1) 申し込み受付期間
令和6年4月17日（水）から令和6年4月23日（火）まで
（土・日曜日、祝日を除く9時から17時）
- (2) 申し込み受付期間終了後の随時受け付け
（1）の期間中に申し込みが無かった場合は、引き続き募集し、受け付け順で決定します。

4. 申し込み方法

「土地分譲申込書」に記入・押印のうえ、必要書類を添付して提出してください。
詳細につきましては、4ページの一覧表をご覧ください。

5. 申し込み場所

公社（大竹市役所 4 階 建設部監理課内）にて申し込みの受け付けを行います。

6. 申し込みの注意事項

- (1) 1 世帯（住民票で確認）又は 1 団体（登記簿で確認）で 1 件の申し込みになります。
- (2) 郵送、電話、FAX、インターネットでの申し込みは受け付けておりません。
- (3) 申し込みは、本人又は本人から委任をされた代理人に限ります。
- (4) 申し込みの内容について虚偽の記載があるときは、申し込み及び譲渡の決定を取り消します。
- (5) 現地を十分に確認したうえで、お申し込みください。
- (6) 原則、申し込み後の取り下げは受け付けできません。
- (7) 提出書類の返却はいたしません。

7. 分譲決定

- (1) 申し込み受付期間に申し込み者が 1 名の場合は、期間終了時点で当選者の資格を有することとなります。複数の申し込みがあった場合は、抽選により決定します。抽選の日程等については、別途お知らせします。
- (2) 申し込み受付期間終了後随時受け付けを行う場合は、申し込み順により決定します。

8. 契約について

- (1) 分譲決定後、公社が指定する期日までに売買契約を締結していただきます。この日までに契約が締結できない場合、当選者としての資格を失います。
- (2) 契約に必要な書類等については、分譲決定後にご連絡いたします。

9. 支払方法

契約締結後、ただちに分譲代金の 10 パーセント相当額を内入金として納入していただき 3 か月以内に残金を一括して納入していただきます。

10. 土地の引き渡し

現状有姿での引き渡しとします。

11. 紛争の解決

境界、日照、排水及び土地の使用目的等に関して問題が起きた場合、相隣関係者間で解決するものとし、原則として公社は、調停・斡旋は行いません。

12. 契約に必要な費用

印紙代や登記に必要な登録免許税等の契約に必要な一切の費用は、譲受人の負担となります。

13. 契約不適合

土地の引き渡し以後、契約の内容に適合しないことが発見された場合においても、原則として、公社はその責任を負いません。

14. 公租公課負担

所有権移転等が完了した年の翌年分から賦課される固定資産税等公租公課は、譲受人の負担となります。

15. 解約手数料

譲受人が、債務不履行等契約違反や不正な行為により取得した場合等、または譲受人の一方的な理由により契約を取り消した場合は、分譲代金の5パーセント相当額を解約手数料としていただきます。内入金を充当することも可能です。

16. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市土地開発公社

(大竹市建設部監理課内)

電話：(0827) 59-2161 (直通)

ファクス：(0827) 57-7149

メール：kanri@city.otake.hiroshima.jp

申し込みに必要な書類

申し込み用紙	添付書類	
	個人の場合	法人の場合
土地分譲申込書 ※共有で申し込みの場合 は、共有者全員の氏名 等を記入し、押印	住民票謄本 ※発行後3か月以内のもの ※共有で申し込みの場合は、共有 者全員のものを出	法人登記事項証明書 (法人登記簿)
	委任状 ※代理人が申請する場合のみ	委任状 ※土地分譲申込書提出者に対して の法人名義のもの

※申し込み人の名義で登記を行いますので、申し込み人の記入は十分に考慮してください。

物 件 概 要

不動産の表示

所在地（地番）	大竹市油見一丁目 880 番 8	
地 目	登記地目：宅地	現況地目：宅地
地 積	登記地積：12.92 m ²	現況地積：12.92 m ²

登記記録に記載された事項

甲区	名義人	住所	大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号（大竹市役所内）
		氏名	大竹市土地開発公社
	所有権に係る権利 に関する事項	該当なし	
乙区	所有権以外の権利 に関する事項	該当なし	

都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率：60% 容積率：200%）
街路条件	西側が市道に接道
防火地域の指定	なし
法22条区域の指定	あり
私道に係る制限	なし

都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限の概要

制限の内容	宅地造成工事規制区域
-------	------------

私道の負担に関する事項

負 担	なし
-----	----

供給処理施設の状況

水 道	詳細は大竹市上下水道局にお問い合わせください
下 水 道	詳細は大竹市上下水道局にお問い合わせください
電 気	各電力会社にお問い合わせください
ガ ス	各ガス会社にお問い合わせください

造成宅地防災区域の該当

造成宅地防災区域	該当なし
----------	------

土砂災害警戒区域等の該当

土砂災害警戒区域	該当なし
土砂災害特別警戒区域	該当なし

津波災害警戒区域等の該当

津波災害警戒区域	該当なし
津波災害特別警戒区域	該当なし

参考事項

<ul style="list-style-type: none">・大竹市は、広島県景観条例により大規模行為届出対象区域に指定されています。
